

## Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2020年11月1日号

### 令和2年度税制改正による電子帳簿保存法の見直し ～コロナ禍における電子請求書や領収書等への対応～

#### Executive Summary

コロナ禍においてはテレワークが急速に普及し、行政手続における押印の廃止の検討等、書類の電子化のニーズが今後ますます高まることが想定される。

帳簿書類や紙で受領した請求書や領収書等を電子データで保存するためには、所定の手続が必要であり、ハードルが高いというイメージがある。

また、請求書や領収書等をPDF等の電子データで受領する「電子取引」については、電子データで保存するために税務署への承認申請は必要ないものの、一定の保存要件があり、令和2年度税制改正により一部改正が行われている。

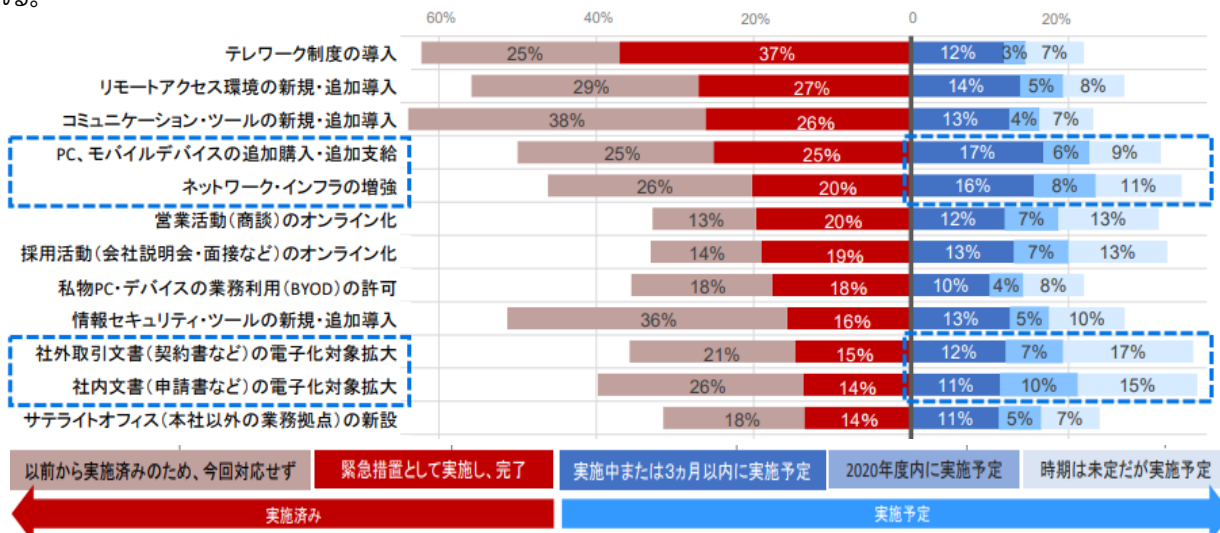
「電子取引」については、現行システムや経費精算のプロセスに多少の改良を加えるだけで適用できる企業もあると思われる、テレワークの導入や相手先からの請求書等の電子化の導入依頼に合わせて検討を行う価値があると考えられる。

#### 1. はじめに

##### (1) コロナ禍における書類の電子化ニーズの高まり

近年、働き方改革やデジタルトランスフォーメーションを背景に書類の電子化を検討する企業が徐々に増えていたが、コロナ禍においてテレワークが急速に普及し、行政手続においても押印の廃止が検討される等、書類の電子化に関するニーズがより高まっている。

株式会社 ITR が行った調査においても、実に7割以上の企業が社内外の文書の電子化対象の拡大を実施済み又は実施予定と回答しており、請求書や領収書等の各種書類を電子データでやり取りするケースは今後更に増加していくものと想定される。



【出典】ITR「コロナ禍の企業 IT 動向に関する影響調査」(2020年4月調査)より一部加工して作成

## (2) 電子化のメリット

請求書や領収書等の電子化のメリットとしては主に以下のような事項が考えられる。

- 完全テレワーク化による新たな働き方の実現
- クラウド利用による企業間・部門間の情報共有による業務効率化
- 書類の印刷や郵送、保管並びに契約書に貼付する印紙等に係るコストの削減
- 自然災害や大型疫病へのBCP対策

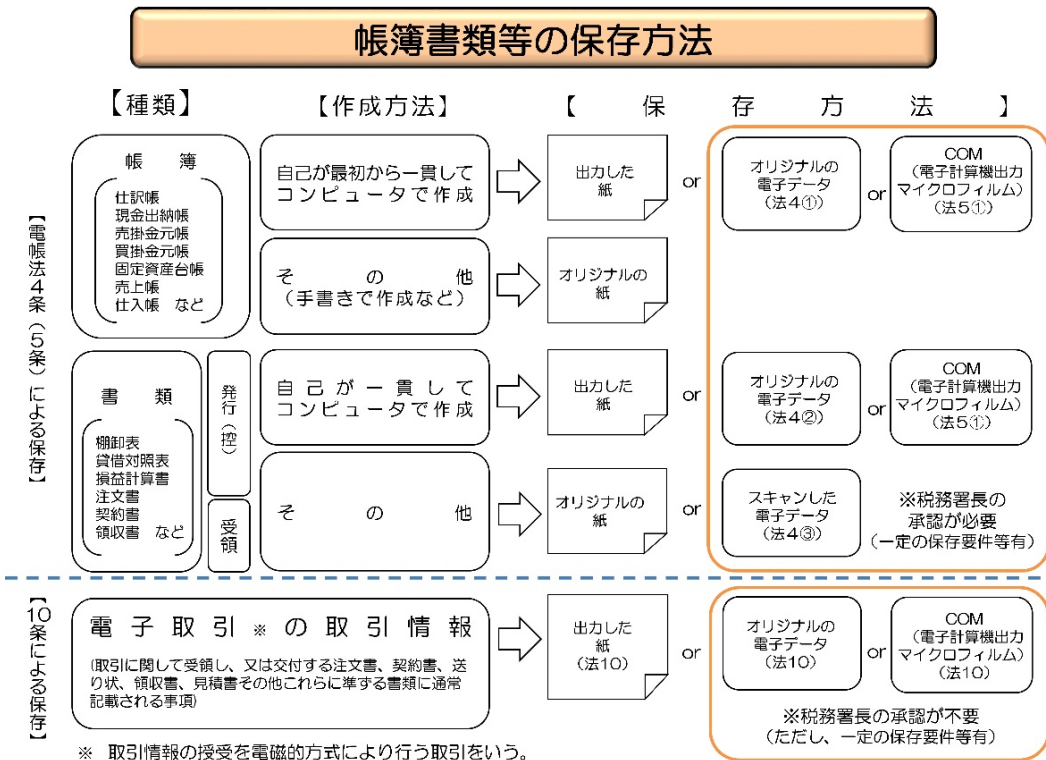
このように今後増加が見込まれ、メリットも多い書類の電子化であるが、請求書や領収書等を電子データのみでやり取りした場合においても、電子データのまま保存を行うためには、一定の要件を満たす必要があり、税務上は注意が必要である。

そこで本ニュースレターでは今後更なる増加が見込まれる電子請求書や領収書等の保存対応につき、令和2年度税制改正の内容も踏まえて、税務上の観点から改めて整理する。

### 2. 電子取引データの保存における税務上の取扱い（令和2年度税制改正を踏まえて）

帳簿書類及び紙で受領した請求書や領収書等を電子データで保管するためには、基本的には税務署への承認申請が必要となるが、いわゆる「電子取引」については、税務署への承認申請を行わずに電子データでの保管が可能なものもあり、以下その内容について解説する。

なお、帳簿書類及び請求書や領収書等の保存方法の全体像としては、以下の図のとおりである。



【出典】国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問1」

### (1) 電子取引の定義

電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいうとされており、具体的には以下のようなものが該当する。

国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問3」（国税庁ホームページ）より

- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等の画面印刷（いわゆるハードコピー）を利用
- 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用

- クレジットカードの利用明細データ、交通系 IC カードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- 特定の取引に係る EDI システムを利用
- ペーパーレス化された FAX 機能を持つ複合機を利用
- 請求書や領収書等のデータを DVD 等の記録媒体を介して受領

## (2) 電子取引で受領した請求書等の保存要件（令和 2 年度税制改正後）

税務上、メール添付の PDF 等、電子データで受領した請求書等については、原則としてオリジナルの電子データを保存することとされているが、印刷した紙を保存することや COM データ<sup>1</sup>として保存することも認められている（電帳法 10）。

この場合の電子データのままで保存については、スキャナ保存のように税務署へ事前の承認申請を行う必要はないが、検索機能を確保することに加えて、下記の要件のいずれかを満たすことが必要とされる。

- ① 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと
- ② 当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと
- ③ 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと
  - イ) 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合にはこれらの事実及び内容を確認することができること
  - ロ) 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと
- ④ 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと

上記のうち①及び③については、令和 2 年度税制改正により追加されたものであり、令和 2 年 10 月 1 日以後適用された規定である。

今回の改正の大きな変更点は上記③であり、当該改正により、経費等の支払時に例えばクレジットカードや交通系 IC カード、QR コード決済などを利用した際の決済データを用いて経費処理を行っている場合には、訂正・削除等の要件を満たすシステムを利用しているのであれば、紙の領収書等の保存が原則として不要となる。

ただし、決済データの保存のみでは消費税の仕入税額控除の適用のための領収書等の保存要件は満たさないため、帳簿のみの保存が認められない支払金額 3 万円以上の取引については、決済データだけではなく領収書等の保存も必要である点に注意が必要となる。

## 3. おわりに

書類の電子化と言えば、近年毎年のように改正が行われているスキャナ保存が思い起こされるが、スキャナ保存を実現するにはタイムスタンプの付与のためにシステムの大幅な変更や新規導入が必要であり、直ちに導入することは難しい企業も少なくないだろう。

一方、電子取引に関するデータ保存については、継続性は求められるものの、税務署への事前承認が必要なく、システム等で求められる要件もスキャナ保存の場合ほど多くはない。

そのため、現行システムや経費精算のプロセスに多少の改良を加えるだけで適用できる企業もあると思われるので、テレワークの導入や相手先からの請求書等の電子化の導入依頼に合わせて検討を行う価値のある論点と思われる。

ただし、電子化のメリットを十分に享受するためには、要件を満たして単に電子データで保存するだけではなく、システムも含めて業務プロセスを総合的に改善すべきである。

デロイト トーマツ グループでは従来より、電子データでの保存のみならず、スキャナ保存も含めた書類の電子化プロジェクトのサポートを提供しており、実際の導入事例等を踏まえて、優先的に電子化を行うべき対象及び税法要件に基づいたシステム・プロセスの対応案の検討や、業務で活用可能な SaaS 等の情報提供等、ペーパーレス化の実現に向けた全般のサポートを行っているため、導入を検討される際は是非相談してほしい。

<sup>1</sup> Computer Output on Microfilm

なお、令和3年度税制改正では、「デジタルトランスフォーメーション（DX）を進める企業への税制優遇措置が検討」されているという新聞報道<sup>2</sup>があった。また、DX投資の促進に対し投資への特別償却や税額控除、繰越欠損金の控除上限の引上げ等を行うことが経済産業省の税制改正要望案として提出されており、データ共有に当たって電子帳簿保存法とも関係してくる分野であることが想定されるため、今後の税制改正の行方にも注目したいところである。

#### 【参考】電子取引における電子データの保存についてのFAQ

電子取引における電子データの保存について、よくお問合わせいただく質問につきQ&A形式でまとめたため、導入検討の際の参考としてほしい。

Q1. スキャナ保存と電子データの保存の違いを教えてください。

A1. スキャナ保存とは紙で受領したデータを電子化する手続の事で、適用するためにはタイムスタンプの付与等の一定の要件を満たした上で、税務署へ事前申請を行い、承認を受ける必要がある制度です。

一方、令和2年度税制改正で改正が行われた電子データの保存とは電子取引により受領した請求書等を、電子データのまま保存する手続の事で、税務署への事前申請は不要となる制度です。

Q2. 当社では請求書を電子メールで受領した後に、原本が紙で送付されます。この場合は電子取引に該当し、事前承認なしで電子データのまま保存できますか？

A2. 例えば電子データを受領している場合であっても、別途紙で原本を受領している場合には、当該取引は電子取引には該当しないこととなります。

そのため、原則として受領した紙の原本の保管が必要となり、電子データでの保存を行いたい場合には、スキャナ保存の要件を満たした上で、税務署への事前申請が必要となります。

Q3. 経理プロセスの都合で全ての電子取引について電子データでの保存を適用することが困難です。一部紙での保存と併用する方法は認められますか？

A3. 規則性及び継続性なく保存方法が混在することは認められませんので、同一のシステムで授受された電子取引データなどは、データ保存と紙での保存が混在しないようにする必要があります。

ただし、支店や事業所ごと、取引の相手先ごとなど、明確に区分整理が可能となる単位で同一の保存方法を行っている場合には、データ保存と紙での保存を区分して保存することが可能となります。

（東京事務所 春日 誠、吉田 賢、相田 和毅）

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan)

## 問い合わせ

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

#### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

#### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001